

# 第 2 期印西市教育振興基本計画

～だれもが輝き ともにばたく  
いんざいの学び～

(骨子案)

令和 3 年 7 月

印西市教育委員会

# 1 計画策定の背景と趣旨

印西市（以下、「本市」という。）では、「印西市教育大綱」、「印西市教育振興基本計画」（以下「前計画」という。）を策定し、市の教育や学びを推進しています。

国内の情勢は、技術革新やグローバル化の一層の進展、人口構造や雇用環境の変化等が予想され、「誰一人取り残さない」教育の在り方が求められています。世界の情勢としては、貧困や紛争、感染症や環境問題、エネルギー資源の問題など、地球規模の課題に対し、持続可能な世界を実現するための目標が設定されました。

このように変化し続ける情勢の中で、次世代に向けて、子どもたちが力強く歩んでいく力を身に付ける学校教育は極めて重要です。

また、子どもの貧困など社会経済的な課題、地域間格差及び地域コミュニティの弱体化などの地域の課題、家庭や地域の教育力の低下が問題となっている中で、市民が多彩な領域で個性を發揮し、元気に地域で活躍するための生涯学習、文化芸術を次世代に継承していく活動は、地域の中心となる人材を確保する上で重要なものとなっています。

また、国では、平成 18 年に新しい時代の教育理念を明示する教育基本法が改正され、この法律に基づき、平成 20 年 7 月に第 1 期教育振興基本計画を策定しました。そして、平成 30 年 6 月には第 3 期教育振興基本計画を策定し、令和 12 年（2030 年）以降の社会の変化を見据えた教育施策のあり方が示されました。

このような状況の中、市教育委員会は、「印西市総合計画」で定めた将来都市像を実現するための 5 つの基本目標のひとつ「子どもたちの未来を育み誰もが心に豊かさをもたらすまちをつくります」の推進に向けた本市の教育や学びの総合的計画の策定が求められています。

このようなことから、たくましく生きる子どもたちを育成する学校教育やすべての市民の学習環境の充実を図る生涯学習、文化芸術を包括した市全体の教育や学習の方向性を示す「第 2 期印西市教育振興基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

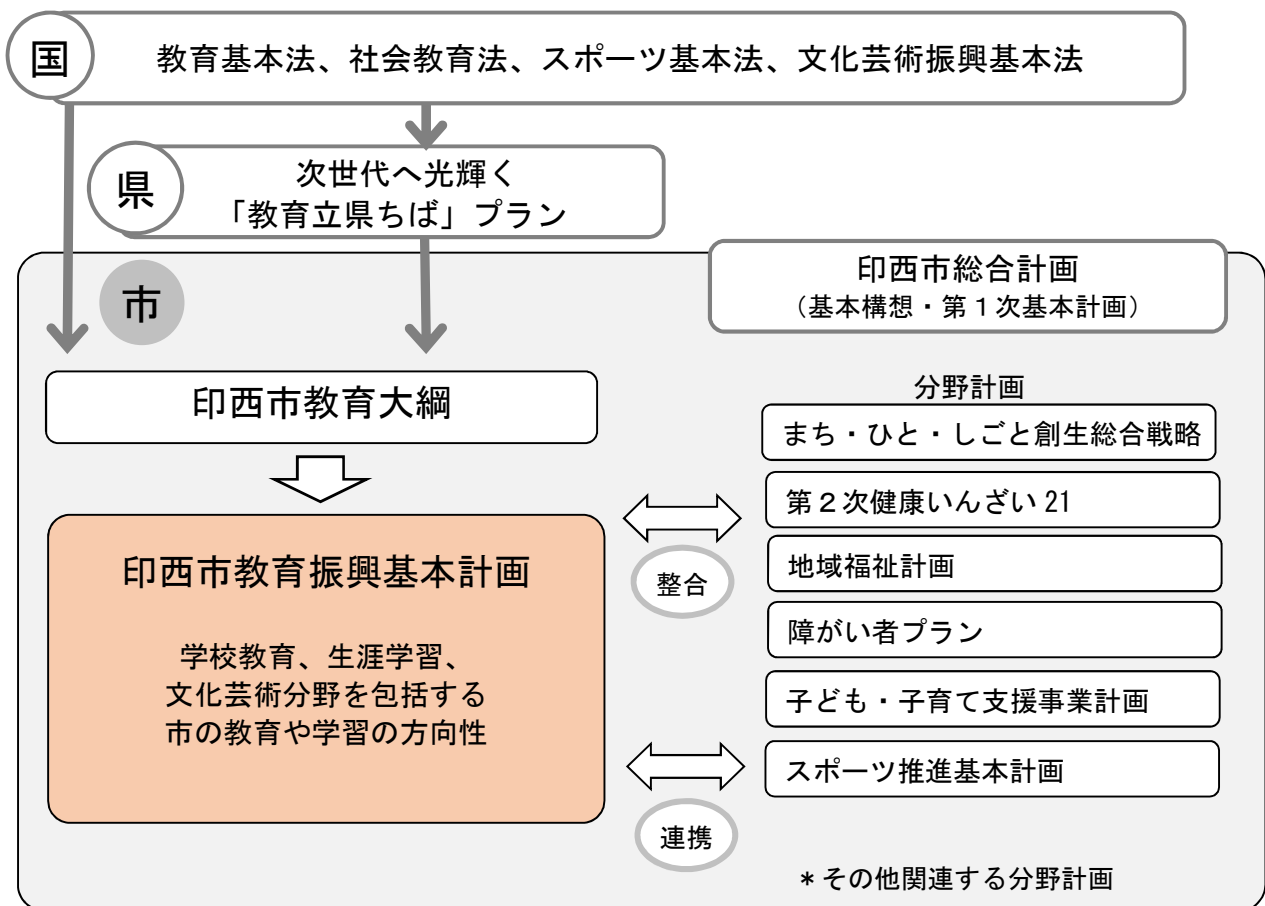
## 2 計画の位置づけ

教育振興基本計画の策定については、教育基本法第17条第2項において「地方公共団体は、国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」と定められています。

本計画は、国及び千葉県の教育振興基本計画の内容を参酌するとともに、市長と教育委員会の協議の場である総合教育会議における議論を踏まえ、市長が策定した印西市教育大綱を尊重します。

また、本計画の策定及び推進にあたっては、本市総合計画をはじめ、各分野別計画との整合を図ります。（生涯スポーツ分野については、法定計画として策定することとなった（仮称）スポーツ推進基本計画に含めることとなったため、本計画と連携して推進することとします。）

### ■ 関係図



## 3 計画の構成と期間

### 1 計画の構成

教育振興基本計画は、「印西市総合計画」で定めた将来都市像を実現するための5つの基本目標のひとつ「子どもたちの未来を育み誰もが心に豊かさをもたらすまちをつくります」の推進に向けた本市の教育や学びの総合的計画となるものです。

本計画は、「基本方針」、「基本目標ごとの計画」で構成します。

#### ■ 計画の構成

基本方針	教育や学びの総合的かつ計画的な行政運営を図るため、市が目指す教育や学びの「基本理念」を掲げ、それを実現するための「基本方針」、「基本目標」を示しています。
基本目標ごとの計画	基本方針に示された「基本目標」に沿って、その具体的な「施策」を体系的に示すものです。

### 2 計画の期間

本計画の期間は、印西市総合計画との整合性を図るため、令和4年度からの4年間（令和4～7年度）とします。

ただし、法制度の大幅な改正や社会動向の大きな変化があった場合、計画期間中でも見直すこともあります。

計画最終年度の令和7度には次期計画を策定します。

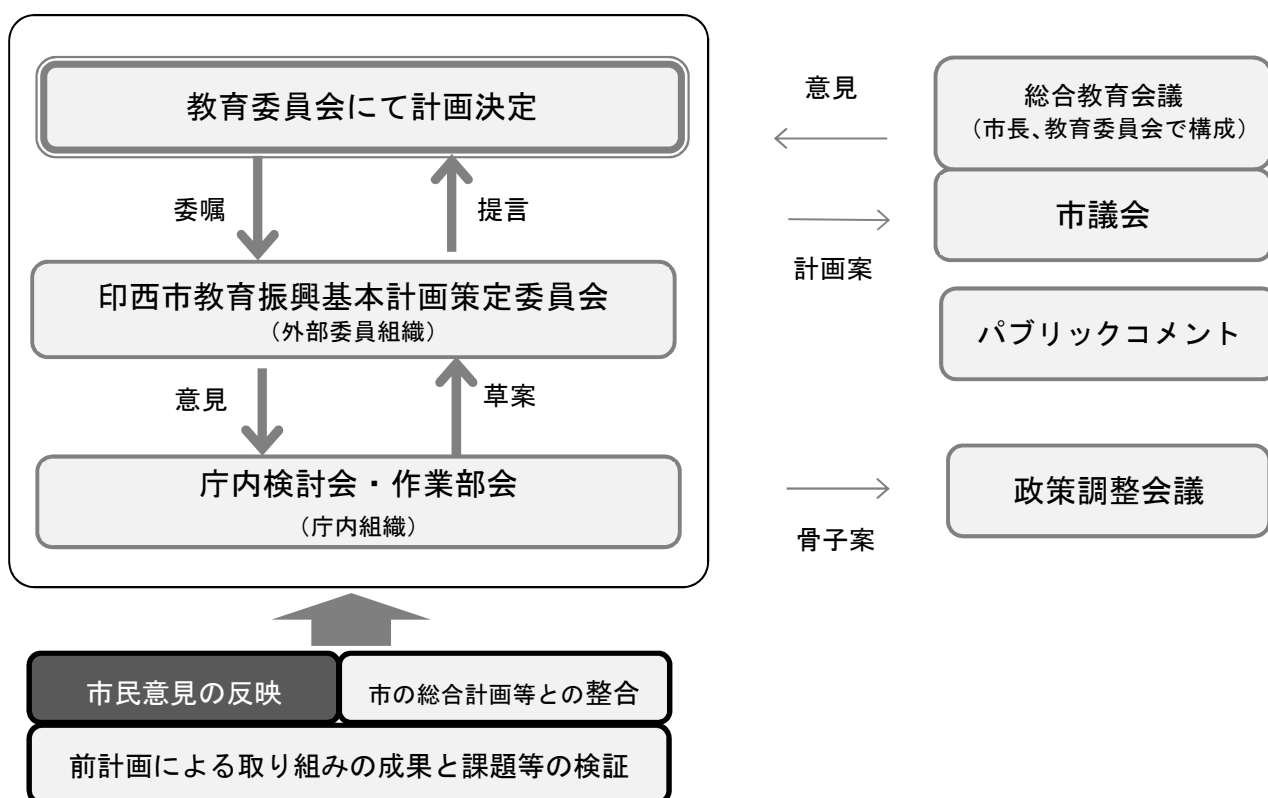
## 4 計画の策定体制

前計画における事業の成果・課題等を検証、関連する各種計画との整合を図り、令和2年度市民満足度・重要度調査の結果や総合計画策定時の市民意見等を勘案して、「庁内検討会・作業部会」が計画草案を作成します。

「印西市教育振興基本計画策定委員会」において、計画草案をさらに精査し、市教育委員会に提言します。

市教育委員会では、総合教育会議（市長と教育委員会の協議・調整会議）において調整の上、「印西市教育振興基本計画策定委員会」の提言と市議会及びパブリックコメントの意見を踏まえ、本計画を決定します。

### ■ 体制のイメージ図



## 5 印西市の教育の現状と課題

### (1) 学校教育

#### ① 幼児教育

- 本市には、令和3年5月1日現在、幼稚園が●園あり、園児数は●人となっています。そのうち、市立幼稚園が●園で、園児数が●人、私立幼稚園が●園で、園児数●人と、私立幼稚園の園児の方が多い状況です。
- 幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を確立する最も大切な時期にあたります。そこで、「健康な心と体」、「自立心」、「協同性」、「道徳性・規範意識の芽生え」、「社会生活との関わり」、「思考力の芽生え」、「自然との関わり・生命尊重」、「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」、「言葉による伝え合い」、「豊かな感性と表現」など、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を明確にすることが求められています。
- 幼児教育・保育の無償化、働き方改革など、子育てや暮らしの在り方が多様化していることから、保育分野と連携しながら、幼稚園での保育ニーズの取り組みも必要と考えられます。
- 社会の変化に対応するため、小学校との連携、幼稚園と保育所との連携、特別支援教育の充実など、保護者のニーズに応えられるような幼稚園づくりが求められます。
- 子どもたちが望ましい食習慣を身に付けることができるよう、発達段階に応じた食育の推進を強化していくことが必要です。
- 今後も幼児一人ひとりの望ましい発達を促すため、家庭と十分な連携をし、幼児教育の充実を図ることが必要です。
- 「子ども・子育て関連3法」に基づき「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月に施行され、本市では、令和2年3月に「第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。今後は、国の子育て支援の動向を踏まえつつ、幼児教育を進めていく必要があります。

#### ② 小・中学校教育（義務教育）

- 本市には、令和3年5月1日現在、小学校が●校、中学校が●校設置されており、知・徳・体の調和のとれた教育を推進し、生きる力を持ち未来を拓く子どもを育むまちを目指しています。
- 学校、家庭、地域が連携しながら、特色ある教育を推進するとともに、地域の人々が学校と連携・協働して、子供の成長を支え、学校を核とした地域の創生に努めることが求められています。
- 児童生徒の学力向上やいじめ・差別、不登校への対応など、きめ細かな指導を行うため、教職員の指導力向上に取り組むとともに、指導員や相談員を配置し、特別支援教育も含めた、児童生徒の発達の相談・支援体制の構築にも努めています。

- 生きて働く「知識及び技能の習得」、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力などの育成」、学びを人生や社会に活かそうとする「学びに向かう力、人間性などの涵養」の3つを柱とした資質・能力を育成し、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努める必要があります。
- 道徳の時間を要とし、学校教育全体を通じた体系的・系統的な道徳教育を推進し、体験活動や多様な表現、鑑賞活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努める必要があります。
- 運動に親しむ資質・能力の育成と体力の向上を図るとともに、バランスのとれた栄養豊かな学校給食を提供し、学校給食を活用した効果的な食に関する指導を充実させ、健康で安全な生活を実践する能力と向き合う姿勢の育成に努める必要があります。
- 公立幼稚園及び小中学校施設については、校舎などの老朽化が進行している状況にあり、施設の改修や学級増に対応した増築など、「学校の施設や設備」の計画的な改善が必要です。
- 児童生徒の就学に対する支援を行い、教育格差が生じないように引き続き保護者の経済的負担の軽減を図る必要があります。
- 増加する児童生徒数に対して、学校現場でのきめ細やかな指導・支援を実現するための人材確保及び適切な人員配置を図る必要があります。
- 児童生徒数が減少している地域と、宅地開発などにより児童生徒数が増加している地域が混在しており、小中学校の小規模化と大規模化が同時に進行していることから、学校規模により生じる教育指導上及び学校運営上の課題を解消し、より良い教育環境を整えるため、適正な学校規模に基づく学校の適正な配置を進めていく必要があります。
- 国が提唱するGIGAスクール構想の実現に向けた、情報化社会に対応した教育を実施するための、無線LANやパソコンなどのICT環境が整い、今後、さらに児童生徒が適切な情報を選択し活用することができるよう情報活用能力を高める教育を進める必要があります。
- 様々な危険に対して、「自分の命は自分で守る」防災意識の定着を図り、安全・安心で信頼される学校づくりを推進する必要があります。
- 社会に開かれた教育課程の実現に向け、学校・家庭・地域の連携や協働（コミュニティ・スクール）を一層推進し、児童生徒が求められる資質・能力の育成について認識を共有する必要があります。

■ 市立幼稚園、小・中学校の概況

令和3年5月1日現在

区分	学校数	学級数	園児・児童 生徒数
幼稚園			
小学校			
中学校			

## (2) 文化芸術

### ① 文化芸術活動

- 本市では、市民が優れた文化芸術に接する機会の拡大に努めるとともに、文化芸術活動に関する情報の提供、発表の場や団体・指導者の育成などにより、市民の自主的で創造的な文化芸術活動を支援しています。
- 文化ホールでの芸術鑑賞事業などを効果的に実施していくため、指定管理者制度の導入など施設の運営方法について検討していく必要があります。
- 今後も、多くの市民が、文化芸術に対する感性を高め、ふるさとへの理解や誇りと愛着が持てるように、文化芸術活動を推進することが必要です。
- 人口増に伴うニーズの増大に対応するとともに、市民の文化・芸術活動の一層の活性化を図るため、市民がより活動しやすい環境づくりに努めていく必要があります。

### ② 文化財の保護・活用

- 本市には、宝珠院観音堂や泉福寺薬師堂など、国・県・市指定文化財が49件（令和3年1月現在）残されており、貴重な文化財を後世に伝えるため、調査研究を行い、公開・活用することに努めています。
- 歴史や文化財、自然が豊かな地域であり、これらを保護・保存・活用した取組を一層進めていく必要があります。また、歴史資料の整理及びデジタル化を進め、多様な方法で資料にアクセスできるよう環境整備をする必要があります。
- 今後も、貴重な文化財の調査研究を進め、公開・活用を推進するとともに、観光事業などや生涯学習と連携し、後世に伝えていくことが必要です。
- 印旛歴史民俗資料館が老朽化していることや歴史資料が市内各所で保存されていることから、展示施設や資料の集約化を検討する必要があります。

### ③ 市史編さん

- 印西市史編さん事業方針に基づき、引き続き市史編さん事業を進め、市史に関する書籍の刊行とその普及・啓発を図っていく必要があります。
- 今後も、ふるさとへの理解や誇りと愛着を持てるように、市史の普及と市史編さんで収集した資料の公開・活用が求められています。



### (3) 生涯学習・青少年の健全育成・生涯スポーツ

#### ① 生涯学習

- 本市では、公民館、図書館などの生涯学習施設において、各年齢層に応じた様々な講座・教室・講演会などを開催するなど、子どもから高齢者まで市民一人ひとりが自ら学び、生涯を通して生きがいや自己実現ができる学習環境づくりを推進しています。
- 少子高齢化やライフスタイルの多様化により、生涯学習に対する市民のニーズも変化している中、学習メニューの充実や開講日時の工夫により幅広い年齢層の参加促進を図るとともに、効果的な学習サービスの提供体制の構築に努める必要があります。
- 市内にある6館の図書館は、それぞれ創意工夫による運営と蔵書の整備を行っていますが、地域の情報やコミュニティの拠点として機能できるよう、また、どのような方にも対応するよう図書館サービスの充実を図る必要があります。また、運営の効率化に向けて、指定管理者制度の導入の検討や施設整備の在り方について調査・研究する必要があります。
- 子どもたちの創造力や豊かな心の育成を目指し、子どもの読書活動の推進に努める必要があります。
- 公民館や図書館などの生涯学習施設は、老朽化が進んでいることから計画的な改修を進めていく必要があります。

#### ② 青少年の健全育成

- 核家族化の進行、地域とのつながりの希薄化により、家庭や地域を含む社会全体の教育力の向上が課題となっています。青少年の健やかな成長を目指し、青少年健全育成活動の強化に努めるとともに、家庭教育学級、地域ぐるみさわやかコミュニティ推進事業、コミュニティ・スクールなどを通して、家庭教育の充実や学校・家庭・地域との連携・協働を推進する必要があります。
- 放課後子ども教室では、地域の方々の参画を得て、子どもたちに勉強やスポーツなどの機会を提供していますが、さらなる充実を図り、子どもたちが放課後に安全・安心に過ごせる居場所となるよう努める必要があります。

#### ③ 生涯スポーツ

- 市では、平成31年4月より、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定によりスポーツは市長部局で管理及び執行しており、生涯スポーツについても市長部局が策定する（仮称）スポーツ推進基本計画に含めることとなったため、連携して推進する必要があります。

## 6 印西市の教育の基本理念

教育を取り巻く社会情勢の変化や教育の課題を踏まえ、「印西市総合計画」で定めた将来都市像を実現するための5つの基本目標のひとつ「子どもたちの未来を育み誰もが心に豊かさをもたらすまちをつくります」の推進に向けた本市の教育や学びを実現するため、本計画が目指すべき基本理念を前計画に引き続き「だれもが輝き ともにはばたく いんざいの学び」とします。

本計画は、本市の教育や学びの総合的計画として策定し、「生きる力を持ち未来を拓く子どもを育成する学校教育」や「市民が様々な文化や芸術に触れることができる文化芸術活動」、「市民が生涯を通して学ぶことができる生涯学習や地域で子どもたちを守り育てる青少年の健全育成」を目指します。

そのため、学校教育では、次代を担う子どもたちが、変化の激しい社会を生き抜くために必要な生きる力を持ち、新しい時代に必要となる資質・能力を伸ばすことができるよう、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を適切に担い、地域が持つ豊かな自然や伝統文化を活かし、知・徳・体の調和のとれた教育を推進します。

文化芸術活動では、市民の心を豊かにし、地域に対する関心を高めるため、自主的な文化・芸術活動を積極的に支援するとともに、市民が様々な文化や芸術に触れることができる取組を推進します。

生涯学習では、子どもから高齢者まで市民一人ひとりが自ら学び、生きがいや自己実現などにつながる生涯を通して学習ができる環境づくりを進めます。また、生涯学習活動を通じて、地域への愛着が生まれ、地域づくりのための社会参加を促すとともに学習成果を地域で発揮できるような支援を行います。

青少年健全育成では、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育み、子どもたちが安全・安心で健やかに成長できるよう、学校を核として家庭・地域の連携を図り、青少年の健全な育成に向けた活動を推進します。

### 〔基本理念〕

**だれもが輝き ともにはばたく  
いんざいの学び**

## 7 印西市の教育の基本的な方針

基本理念を踏まえて、施策を実施していくにあたり、前計画に引き続き、次の3つの基本方針で取り組みます。

### 基本方針 1

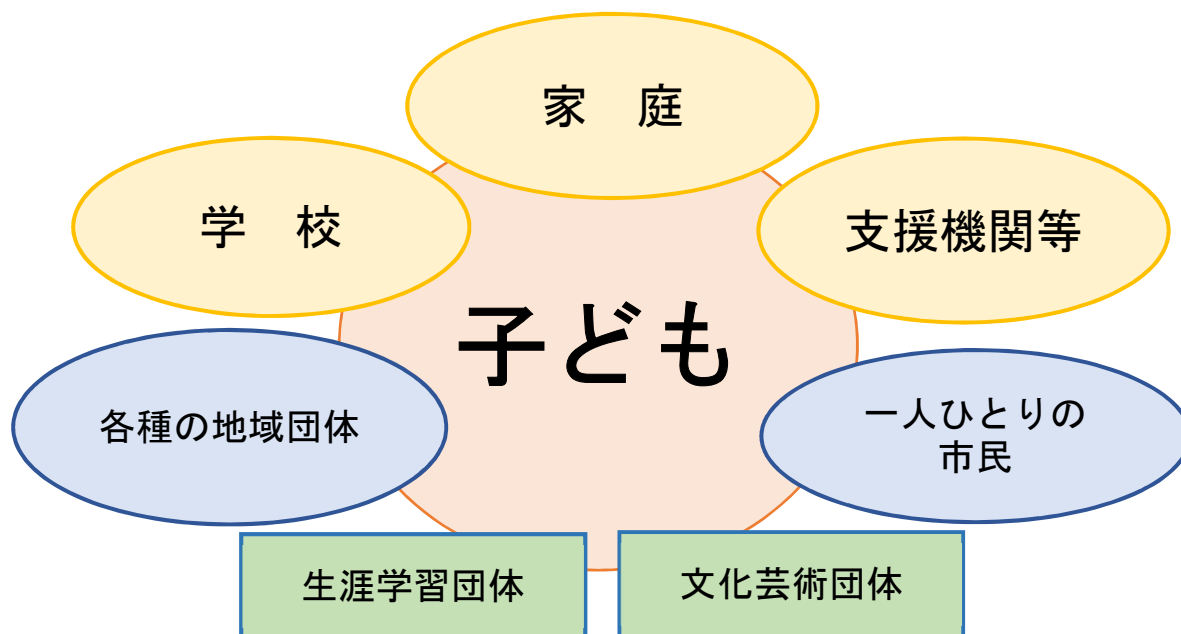
#### 学校・家庭・地域が連携強化し、未来を拓く子どもを育む教育の推進

学校と地域人材との連携を強化し、協力を得て、たくましく生きる子どもたちを育む教育を充実させます。

それには、子どもたちを育成する多様な教育、多様な活動のために、子どもたちの生活の場である学校、家庭、地域、支援機関等が連携や協力する教育支援の仕組みづくりが必要です。

そのために、学校、家庭、地域が連携・協力するきっかけづくりをします。

〔子どもを育むための基盤イメージ〕



## 基本方針 2

### 市民が学びあい・活かしあい、誇りと愛着が持てる地域を創造する学びの推進

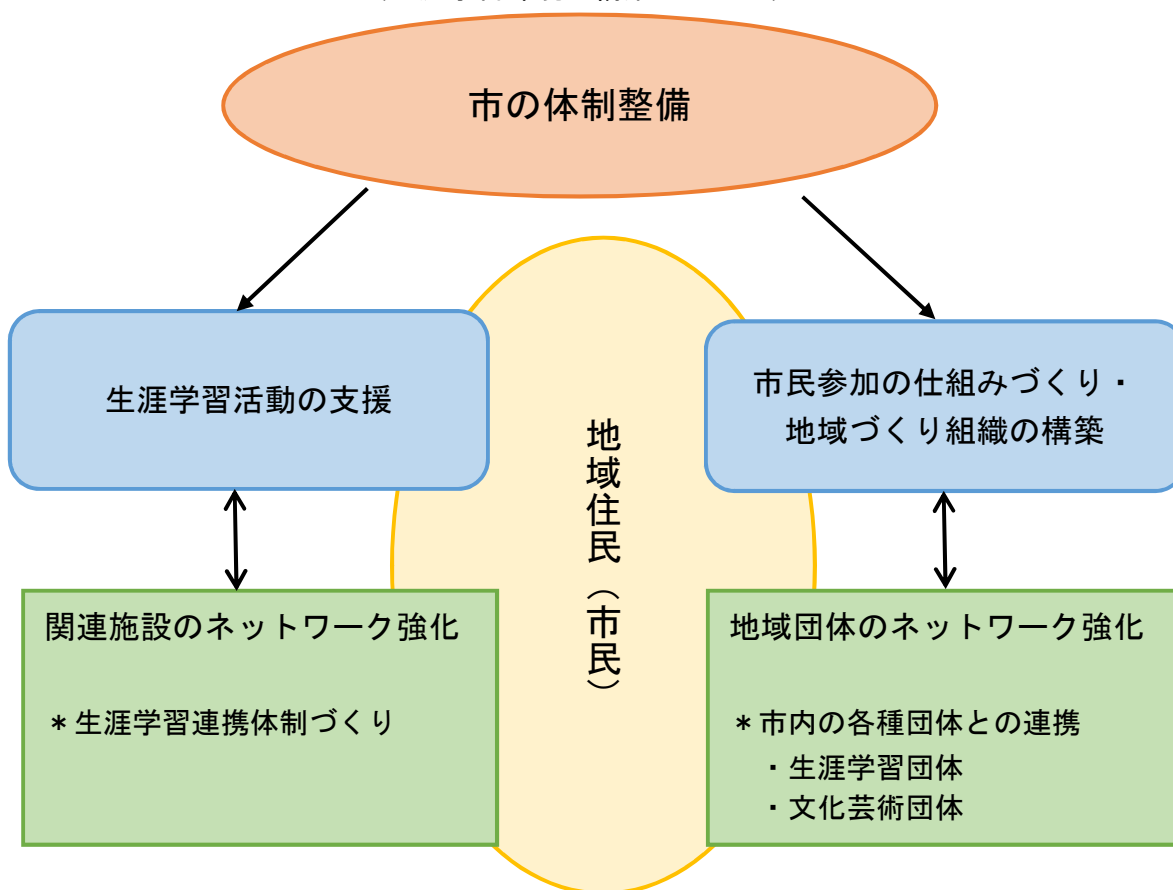
すべての市民の生涯学習環境を充実させ、それらの学習や活動成果を活かして互いが地域社会に参画する生涯学習環境の構築を目指します。

そこで、各分野が連携して、生涯学習環境の充実を進める体制整備を推進するため、市民参加の仕組みづくり・地域づくり組織の構築や地域団体のネットワーク強化を図ります。

また、学びを通じて、生きがいつくり、健康づくり、地域での仲間づくりなどが広がるように努めます。

さらに、学びで得た知識や技術、仲間を通じて、市民一人ひとりが、地域で活躍する場を広げていくため、生涯学習環境の構築を進めます。

〔生涯学習環境の構築イメージ〕



## 基本方針 3

## すべての市民の健やかな心と体を育む学びの推進

学校教育では、「知」「徳」「体」のバランスの良い教育を目指しています。

学齢期において、体力、学力、情緒面など、健やかな心と体を育てていくためには、十分な睡眠とバランスのとれた栄養摂取が重要とされています。

このことは、幼児期から高齢期まで、健やかな心と体を育むために重要であり、共通なことといえます。

そこで、「知」「徳」（学校教育・生涯学習・文化芸術）「体」（運動・食育）の総合型の学習を、市民一人ひとりの一生涯を通じて支援する学習環境を構築し、すべての市民が健やかな心と体を育む学びを推進します。

	ライフステージに応じた「知」「徳」「体」の学びイメージ	
幼児期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学びの芽生え</li> <li>○ 初期の社会生活のルールの習得</li> <li>○ 思いやり・感動する心</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 遊びを通じた運動</li> <li>○ 楽しく食べる</li> <li>○ むし歯予防</li> </ul>
児童期 少年期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基礎学力の習得</li> <li>○ 自覚的な学び</li> <li>○ 関わりを通じた学び</li> <li>○ キャリア教育</li> <li>○ 自立と社会参加</li> <li>○ 社会生活のルールを守る</li> <li>○ 礼儀や約束を大切にする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 健康的な生活習慣</li> <li>○ 体力・運動能力の向上</li> <li>○ スポーツ習慣</li> <li>○ 3食の生活リズム</li> <li>○ バランスの良い食事</li> <li>○ 栄養の基礎知識</li> <li>○ 歯周病予防</li> </ul>
青年期 壮年期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自立と社会参画</li> <li>○ 生涯にわたる学び</li> <li>○ 学びによる交流</li> <li>○ 学びの成果の活用</li> <li>○ お互いの人格の尊重</li> <li>○ 公共心や規範意識の習得・実行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域活動への参加</li> <li>○ 栄養バランスを考えた食生活</li> <li>○ 定期的な歯科検診</li> <li>○ 生活習慣病予防のための食生活</li> <li>○ 体力・運動能力の維持</li> </ul>
高齢期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学びの地域貢献</li> <li>○ 誇りや愛着の持てる地域への貢献</li> <li>○ 自分に合った食生活</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 体力・運動能力の維持</li> <li>○ 食等を通じた交流</li> <li>○ 健口体操・口腔ケア</li> </ul>

## 8 基本目標

基本理念を実現するため、4つの基本目標を設定します。

基本理念	だれもが輝き ともにばたく いんざいの学び
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校・家庭・地域が連携強化し、未来を拓く子どもを育む教育の推進</li> <li>2 市民が学びあい・活かしあい、誇りと愛着が持てる地域を創造する学びの推進</li> <li>3 すべての市民の健やかな心と体を育む学びの推進</li> </ol>



基本目標 I	知・徳・体の調和のとれた教育を推進し、生きる力を持ち未来を拓く子どもを育む（学校教育）
方向性	変化の激しい社会を生き抜くために必要な生きる力の育成に向け、学ぶ力・豊かな心・健やかな体をバランスよく育むとともに、自らの能力を引き出し、習得したことを活用して、様々な課題に対し主体的に解決できる児童生徒の育成に努めます。

基本目標 II	子どもたちが安全で安心できる生活を送り健やかに成長できるよう、教育環境を充実する（教育環境）
方向性	<p>児童・生徒数が増加する本市において、子どもたちが安全で安心できる生活を送ることができるよう学校施設や教育環境を継続的に整えます。</p> <p>また、現在の情報化社会に対応するため、情報活用能力の向上の取組を充実させます。</p>

<b>基本目標 III</b>	<b>市民が様々な文化や芸術に触れることができるとともに、先人の残した文化遺産の価値や意義を次世代に適切に継承する（文化・芸術）</b>
<b>方向性</b>	<p>市民の豊かな心や地域に対する関心の醸成を図るため、自主的な文化・芸術活動を積極的に支援します。また、市民が様々な文化や芸術に触れることができる取組を進めます。</p> <p>さらに、本市の歴史や文化財は、先人の残した文化遺産であり、その価値や意義を踏まえ次世代に適切に継承していくため、市民の郷土意識の涵養を図り、本市に残る各種の有形・無形文化財、埋蔵文化財、地域史料の保護や保存及び活用を進めていきます。</p>

<b>基本目標 IV</b>	<b>市民が生涯を通して学ぶことができるとともに、地域で子どもたちを守り育てる（生涯学習・青少年健全育成）</b>
<b>方向性</b>	<p>子どもから高齢者まで市民一人ひとりが自ら学び、生きがいや自己実現などにつながる生涯を通して学習ができる環境づくりを進めます。</p> <p>また、生涯学習活動を通じて、地域への愛着を生み、地域づくりのための社会参加を促すとともに学習成果を地域に還元できるような支援を行います。あわせて、活動の場としての生涯学習施設の整備を推進します。</p> <p>さらに、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育み、子どもたちが安全・安心で健やかに成長できるよう、学校・家庭・地域の連携を図り、青少年の健全な育成に向けた活動を推進していきます。</p>

## 9 計画の体系

基本目標		施策		主な取組	
I	知・徳・体の調和のとれた教育を推進し、生きる力を持ち未来を拓く子どもを育む (学校教育)	1	学ぶ力、豊かな心、健やかな体を育む教育の推進	1	学ぶ力を育む教育の充実
				2	豊かな心を育む教育の充実
				3	健やかな体を育む教育の充実
				4	学校給食の充実
II	子どもたちが安全で安心できる生活を送り健やかに成長できるように、教育環境を充実する (教育環境)	1	安全で安心できる教育環境づくり	1	教育環境整備の充実
				2	学校の適正規模・適正配置の推進
				3	学校安全の推進
				4	開かれた学校づくり
				5	情報化社会に対応した教育の推進
III	市民が様々な文化や芸術に触れることができるとともに、先人の残した文化遺産の価値や意義を次世代に適切に継承する (文化・芸術)	1	創造性を育む文化芸術活動の推進・継承	1	文化芸術に触れる機会の拡大
				2	市民の自主的な活動の支援
				3	子どもをはじめとする次世代の育成
		2	文化財の保護・活用	1	文化財の保護
				2	文化財の活用
		3	市史編さん事業の推進	1	市史編さん事業の推進
2	地域史料の保存と活用				
IV	市民が生涯を通して学ぶことができるのと同時に、地域で子どもたちを守り育てる (生涯学習・青少年健全育成)	1	年齢にとらわれずにいきいきと暮らすための生涯学習活動	1	生涯学習情報の充実
				2	多様な学習機会の提供
				3	生涯学習施設の整備・充実
				4	高等教育機関等との連携・協力
		2	地域で子どもたちを守り育てる環境づくり	1	青少年の健全育成活動の推進
				2	家庭教育の推進